


届出書検索サービス

届出書検索サービス > 子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1.執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2.都道府県名	福岡県
3.市区町村名	北九州市
4.届出番号	9
5.独自利用事務の事例番号	74-1:子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1第6の項 子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第1条	北九州市子ども医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う(児童)の(健やかな成長)に資することを目的とする。	第1条 この要綱は、(子ども)の(健康の保持と健やかな育成)を図るため、子どもの疾病又は負傷に係る医療費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		北九州市子ども医療費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	北九州市子ども医療費支給要綱第5条
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	北九州市子ども医療費支給要綱第5条の子ども医療受給資格登録申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号ハ	北九州市子ども医療費支給要綱第8条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報
備考		

番号条例・根拠規範

[【届出 番号条例】北九州市個人番号の利用に関する条例.pdf](#)
[【届出 根拠規範】北九州市子ども医療費支給要綱.pdf](#)

届出情報

独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月21日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	8
保護評価書の名称	北九州市 子ども医療費支給に関する事務 基礎項目評価書 北九州市 子ども医療費支給に関する事務 重点項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%8C%97%E4%B9%9D%E5%B7%9E%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=%EF%BC%91&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=16&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=16&count=20

[PDFダウンロード](#)[戻る](#)